

令和8年3月

保護者各位

市立小学校・特別支援学校小学部の給食費無償化について

日頃から本市の学校給食事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
本市では、国の「学校給食費の抜本的な負担軽減」による支援制度を活用し、令和8年度から学校給食費の無償化を実施します。

1. 無償化の内容と対象者

船橋市立小学校または船橋市立特別支援学校小学部に在籍し、給食提供を受ける児童の保護者が負担している学校給食費を無償とします。

2. 対象となる給食費

令和8年4月1日以降喫食分

3. 手続

手続不要です。

例年6月以降にお送りしていた給食費の請求と口座引落がなくなります。

4. 第3子以降無償化事業の対象者の方

手続不要です。すでにご提出いただいた小学生分の令和8年度申請は取下げとなります。今後は中学生のみ申請が必要です。

5. 現在お支払用にご登録済の金融機関口座の取扱い

船橋市立中学校・特別支援学校中学部に進学される場合、給食費引落用口座として引き継がれます。

6. 令和8年3月31日以前喫食分の給食費

納付がお済みでないものは、お送りする納付書でお支払ください。

その他.

私立や国立の小学校は対象外です。

【お問い合わせ先】

船橋市教育委員会学校教育部保健体育課 給食費係（船橋市役所7階）

E-mail:hokentaiiku@city.funabashi.lg.jp 電話:047-436-2418